

平成十七年法律第三十二号

日本アルコール産業株式会社法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 経営の健全性及び安定性の確保（第四条—第九条）

第三章 雜則（第十一条—第十二条）

第四章 罰則（第十三条—第十八条）

附則
第一章 総則
(会社の目的及び事業)

第一条 日本アルコール産業株式会社（以下「会社」という。）は、アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社である。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、経済産業大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用してはならない。

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けられる権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保

（株式、社債及び借入金）

第四条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第十七条第二号において「新株」といふ）、同法第二百三十八条第一項に規定する「募集新株予約権」（第十七条第二号において「募集新株予約権」といふ）。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第十七条第二号において「募集社債」といふ。）を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（代表取締役等の選定等の決議）
第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。（これを変更しようとするときも、同様とする。）

（重要な財産の譲渡等）

第七条 会社は、経済産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。（財務諸表）

（監督）

第九条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第十条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

（監督）

第十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるときは、会社に対し、業務に開示監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

（監督）

第十二条 経済産業大臣がこの法律の定めによるところに従い監督する。

（監督）

第十三条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることを認められたものと解してはならない。

（監督）

第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（賄賂）

第十五条 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

（刑罰）

第十六条 第十三条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

（前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。）

（前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合に要があると認めるときは、会社に対し、業務に開示監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

（監督）

第十八条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務を行なうべき会社、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

（違反行為）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき会社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

（違反行為）

第二十条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第二十一条 第一条第二項の規定により立入検査をする職員は、そ

の行為に認めたときは、会社からその

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社

（財務大臣との協議）
第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条（会社の定款の変更の決議）に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員、監査役又は職員が、その職務に関しても、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これを不正の行為をし、又は相当の行為をして、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これを不正の行為をし、又は相当の行為をして、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。これがなかつたときは、五年以下の懲役に追徴する。前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は、百萬円以下の罰金に処する。前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（財務大臣との協議）

第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は、百萬円以下の過料に処する。

（前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。）

（前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。）

第十五条 第十三条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

（前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。）

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき会社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

（違反行為）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした会社の取締役、執行

役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員は、三十万円以下の罰金に処する。

（違反行為）

第十八条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第十九条 第一条第二項の規定により立入検査をする職員は、そ

の行為に認めたときは、会社からその

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

第二十条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第二十一条 第一条第二項の規定により立入検査をする職員は、そ

の行為に認めたときは、会社からその

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

第二十二条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第二十三条 第一条第二項の規定により立入検査をする職員は、そ

の行為に認めたときは、会社からその

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

第二十四条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第二十五条 第一条第二項の規定による立入検査をする職員は、そ

の行為に認めたときは、会社からその

業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社

（五）第七条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。
第六条 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
第七条 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。
第十八条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
附則 **抄**
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五条）附則第五条の改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定は平成十八年四月一日から、附則第二十一條中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行する。
第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。
第三条 政府は、この法律の廃止その他の必要な措置（この法律の廃止その他の必要な措置）
第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。
第四条 設立委員会は、設立委員会を命じ、会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。
第五条 設立委員会は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
第六条 設立委員会は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
第七条 会社の設立に際して発行する株式についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条规定に掲げる事項は、定款で定めなければならない。
第八条 会社の設立に際して発行する株式についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条规定に掲げる事項は、定款で定めなければならない。
第九条 会社の設立に際して発行する株式についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条规定に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

<p>〔本法又ハ日本アルコール産業株式会社法〕と する。</p> <p>(株式の引受け)</p> <p>第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを機構に割り当てるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。</p> <p>(出資)</p>
--

<p>第七条 機構は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第十九条の規定による改正前のアルコール事業法（以下「旧アルコール事業法」という。）第三十一条及び附則第二条に規定する業務に係るものを出資するものとする。この場合においては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第四十八条の規定は、適用しない。</p> <p>(創立総会)</p> <p>第八条 会社の設立に係る商法第二百八十九条第一項の規定の適用については、同項中「第二百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。</p> <p>(会社の成立)</p> <p>第九条 附則第七条の規定により機構が行う出資に係る給付は、附則第十九条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかるわらず、その時に成立する。</p> <p>(設立の登記)</p> <p>第十条 会社は、商法第二百八十九条第一項の規定にかかるわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。</p> <p>(政府への無償譲渡)</p> <p>第十一条 会社は、商法第二百八十九条第一項の規定式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。</p> <p>(商法の適用除外)</p> <p>(権利及び義務の承継等)</p> <p>第十二条 商法第二百六十七条、第二百六十八条第二項、第二百六十九条、第二百八十二条及び第二百八十四条の規定は、会社の設立については、適用しない。</p> <p>第十三条 機構は、会社の成立の時において旧アルコール事業法第三十一条及び附則第二条に規定する。</p>

<p>第十四条 二 その承継の際旧機構法附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定に属する資本金の額 (商号についての経過措置)</p> <p>第十五条 二 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第六条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。 (事業計画についての経過措置)</p> <p>第十六条 二 会社は、その成立の日においてアルコール事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。 (アルコールの製造の事業の許可を受けたものとみなす) (非課税)</p> <p>第十七条 二 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。 (政令への委任)</p> <p>第十八条 二 附則第三条から前項までに規定するものほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十二条 二 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十九号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第十三条の規定により会社が承継するこ</p>
--

どとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

2 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してもなされた行為（附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

1 附 則 (平成二六年六月二七日法律第八号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第八号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第八号) 抄